

メリット
いっぱい!

障がい者のアート活動をされている 施設・団体を経済的に支援します!

就労継続支援A型・B型や放課後等デイサービスなどの「複数の障がい者の方が利用される施設・事業所」を対象に、作品をギャラリーサイトに公開し、著作権使用料や応援費が得られます。

メリット 1 団体登録は「無料」です。

障がい者アート協会「アートの輪」への団体登録は無料です。継続的に発生する年会費、年間維持費などの費用も一切ありません。

安心して
参加&登録が
できます



メリット 2 全国の障がい者団体が対象

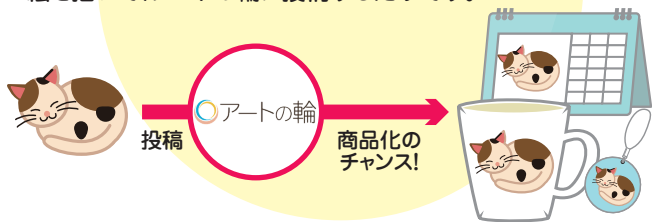
団体登録いただける条件は「2名以上の障がい者の方がアート活動を継続されている団体」という1点のみ。「指定書」や「許可書類」の確認のみで登録できます。インターネット上で完結する活動ですので所在地も不問で、他アート団体様への重複しての加入もOKです

2名以上で
活動している
団体が対象です



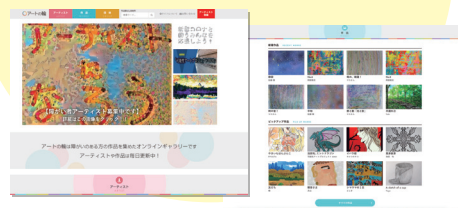
メリット 3 商品化などで収益のチャンス!

アートの輪に掲載された作品には、すべて商品化などの著作物の二次利用のチャンスがあります。広告、営業、交渉、契約、製品作成などはすべて障がい者アート協会が行いますので、何もする必要はありません。絵を描いて、アートの輪に投稿するだけです。



メリット 4 展覧会をウェブギャラリーに保存・公開

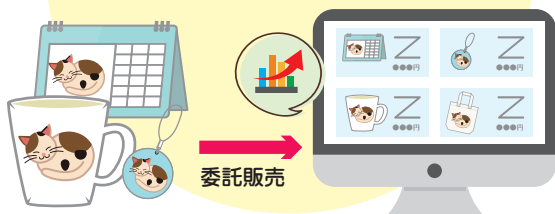
団体様にておこなわれた展示会や展覧会のイベントを、アートの輪で「無期限」で「世界中」の方にご覧いただけるようにアートの輪にアーカイブページを作成します。もちろん、アーカイブページの展示作品にも「二次利用」や「販売」のチャンスがあります。



メリット 5 団体に制作・販売しているアイテムを委託販売できます!

団体登録された団体様の制作・販売されているアイテムを「障がい者アート協会サイトの販売ページ」等で販売委託することができます。

障がい者アート協会の販売ページはGoogle広告を常時配信しているので自動的に集客ができます。



メリット 6 団体のイベントや活動を知ってもらえる!

アートの輪での作品公開だけでなく、団体様での日々の活動やイベントを、広く知ってもらう為のSNS広報のお手伝いをいたします!

写真やイベントの詳細をいただければ、原稿作成も障がい者アート協会にて代行することもできます。



団体登録のよくあるご質問例



何人いれば団体登録ができますか？

アート活動をされている障がい者の方が2名以上いれば、団体登録が可能です。

将来的に2名より少なくなっても登録が抹消されることはありません。



絵の投稿するにはどこに送ればいいですか？

障がい者アート協会が運営する障がい者専門ギャラリーサイト「アートの輪」では、すべてウェブ上からの作品投稿のみで受け付けております。投稿するのに作品の原画送付などは必要ありません。



作品は一人何作品まで投稿できますか？

作品投稿数は無制限です。



作品投稿していると収入が得られるのですか？

障がい者アート協会ではアート活動の継続を支援しております。

著作物が商品化などに利用された場合の「個別報酬」と、アート活動の継続されている場合の「創作活動応援費」が3ヶ月毎に支払われます。



Q5.個別報酬とはなんですか？

アートの輪に掲載された作品が、企業などに著作権の二次利用をいただいた場合に作品の著作者へ支払われる報酬のことです。

「包括的著作物利用許諾契約」に基づき著作権使用料の30%~50%が支払われます。



創作活動応援費とはなんですか？

3ヶ月の間に作品をアートの輪に投稿していただいた作品が公開された障がい者アーティスト全員を対象として、均等分配される支援費です。



団体登録はこちらから!

団体登録
専用サイト▶



障がい者アート協会

公式サイト▶



アートの輪

ギャラリーサイト▶



Facebook



団体登録の詳細は障がい者アート協会のサイトからもご覧いただけます。